

## 綾瀬市予防接種専門委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市予防接種専門委員会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 予防接種事故の防止を図り、必要な調査、検討等を行い、もって予防接種事業の円滑な運営を推進するため、綾瀬市予防接種専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員)

第3条 委員会の委員は5人とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は、任命する。

(1) 綾瀬市医師会会員 4人

(2) 綾瀬市職員 1人

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が職務を代理する。

### (委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、予防接種事務担当課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が

委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。